

官
商
社
規
則

322

S

322.165 # 961

為替會社
通商會社 所務

金銀貨幣の融通を易くし、
會社の責任を以て、
兌換平均流通を以て、
商業を盛ん
かゝるに、通商會社の責任を以て、
貿易の輸出入を業として、
海外の諸法を以て、
通商會社の
責任を以て、



264889

廻漕を優利より遠之の有差を通し
物も産價ありしむるを通商會社の考
慮する處あり

海陸運送の荷物危険兼借庫火難
其化非考諸員の法を設け諸事社
法者人の優利を以せしむるは諸事會社の
考考皆任り

諸事會社の金銀融通を助ぐる東の優利を
以せしむるは諸事と一しむるは諸事會社の考考皆任り

通商會社の法者社を惣括して言利を
以せしむるは諸事と一しむるは諸事會社の考考皆任り
督責を加ふ處は是を昔人せざるに當
官府より曲事下付あり
考通るもの也

己八月

通商會社規則

今般通商會社を建設し昔報ハ一
 皇國善法を基礎を以て果自在あり
 二、海内海陸運送を并利を以て遠土遠
 境とて物品運送あり三、海内諸國
 物價平均を以て協を以て諸國を以て
 志めん為るを以てと其市井善度と其業
 源と其者 義の厚也 其憐恤の甚也

より出た米は若くは勉勵を力に致社を別組合
仲間より同心協力するの要一人より十人十人から
百人仲間より多ければ六人集まると容易に集結を
別と今般と為すは通商會社の方と今條と通
商物より一々金子入用と為すは會社より
自在に融通し得るは通商會社の規則とされし
るは於て政府農産の中より好むは社中加令
よの安全を果と爲すは通商會社の規則とされし
は國を富むるの要勤を果は致す

第一條

通商會社の法を以て惣轄致す社を力に
是を助す實者掛しを指揮し果を果
榮ありしなり

第二條

商社は分ちて其の賣買品何品より米を
米も社員服は其後社と區別を以て組合を
す人数は其の五人より十人より或は百人或百人
より其の社中隨意ありしを其社に入し其者

従事し通商手続を司るに務むる者として
この法律に於ては社中との関係に加入しを認めらるる
致る者勿論社中との精々なる事おし願ひ
社に法実と良法あるを善く世人に知らしめ
彼より進むる社加入をせむは故に致る

第三十條

船舶その他機械製造する社技術者社
等年限或は数月の定めある者社に加入し
せしむる事出づ

第四十條

通商手続を司るに務むる者として
社中へ金子を出し通商手続を司る者
會社へ預け置る事進て加入の者も口程の
從府内勿論遠國の人も加入し得る
中出たり身元を預け加入の致る事
の者ハ其國府若くは縣添籍持系に致る

第五十條

通商手続と通商手続とハ相互に通して

ある島の年利を為すは同社同様の心持を以
無隔無睦合す然して不正不明の事扱無之
るを能くする為に社中の者ハ勿論兩社想
致を差取らば互に支社中往來面を懸念し
見改るの程あるべし

第六ヶ條

差加令頼りて取差り形境失或ハ紛失致
し其の事扱振務より社外人に譲渡交易の
規則亦於ておる令社規則の通りおる

第七ヶ條

賣買より益令損令の割合ハ社中一同出令
言よ應一割掛とす申を総合連ひの社中
ハ五分掛とすハ甲乙丙丁と四組よなる事は甲
組の損ハ乙組ハ割掛とす申以代數十組よ
分る事ハ同様とすべし

第八ヶ條

商社屋敷島の始よ末ヶ條の通商書を授けて
社中各組平とす一進て加入の者同様とす

第九ヶ條

通商會社並商社の内より廣く結方
出店して商賣の自在を爲んと欲し其限額
いつるよ於てハ皮府より結方府後縣へ達して
聊る又其を換致せしむる

第十ヶ條

會社中支那物より其が金致は若ハ其會社より其利分
割ハ勿論其際の益會社より毎年六月十月迄其
替會社が社中百一五迄進て其の若ハ日積り爲る

但當初の多か金利分ハ一月一分ハ五厘迄其後其の

第十一ヶ條

社中の者ふ正の多分等致夫の爲は損分有
之ハ其換分を補ハしむるよ其商人其て速く
有ハの時其は其の社中其後の上達科銀亦
其を其の

第十二ヶ條

其用の便利を爲るハ其一其船よ其を用其業
其費入等の其借其用其出ハ其ハ其月の其月よ

拘りしは為者會社に於て可貸出む運送
益金の内より元利令返海方の割合巨細
多細を定む

第十三條

東京兼横浜商人を以て法國の商人追々為
社中の總入通者の自在を以て定む

第十四條

安治川木津川を以て川筋を以て三四ヶ所
若し桑倉所を以て運兩會社後々出張積出

積入の荷物の倉所おいて取扱ふ所の多寡之
若し抽ハ市幟を以て往來を以て四川番所等よ於て
再改の多數を以て定む

第十五條

中之急通者局邸中の借庫並運上所借
庫ハ兩會社に借入定む

第十六條

實物憑性の品表裏精粗異なる品等外
國人の賣込中を定む

第十七條

銃砲の類外國人ノ引合買入ハ英ハ通商局の
手紙を受給社ノ者ヲ扱下社外ニ其の
一切ヲ扱ふ事ナリ

第十八條

法度租税の抽釐商港ニ於テ其手紙發度
向ハ通商局江中出ル事紙ヲ發下ナリ

第十九條

通商會社の英ハ商市中ハ勿論德國一級ノ

お拘リハ手廣の大魚ノ付夫ノ受給の區別を
之ヲ扱下ナリ

外國貿易商社

以内生糸茶蚕卵其外諸品其ノ受給
來品其ノ受給區別發夫ノ社長執
事受給の事其ノ受給社中惣名代
として社長執事ノのうち見一友人ノ
通商會社ノ受給の事其ノ受給

但社中の者も外國貿易ノ受給係

致さる。従来も東相堂が最も
是迄の通商あり

大阪市中西商社

此内呉服太物米麦雜穀菜種廻船
方炭薪油荒拍小間物其外諸品
賣買者社等區別致す同格の仕法
を以て括社長の内一人名通商會社へ
引くお供する東を扱下り

諸國往税品賣捌

是ハ従来往西府廣縣へ租税として納
束りし往來品是迄大坂表からして商會を以
て多採りし以來改て通商會社として
扱下りむる租税の産物も扱のりぬる府
廣縣士分の者通商會社へ出席致
し其務を以て了り

此より往來國其品も富中家の致す社へ加入致す
際申出れ者も同様夫々區別を以て通商會社へ
加入する東も致し

第二十五條

為市中於て商賣を営むものハ何者も其儲蓄
に限らずとも其加入致す苦勞を思ふ事先方仕
入令或ハ機械製造入用等何よふ事先利
源方の仕法明白におさしめよ其一社
の連平を以て追々貸附を以て其も之を以て

第二十一條

大坂市中若人の肉店社中よふ事先若よて後來の若
業職を以て其を以て其初之條の通務を以て

其為の以て其新規の高貴お始し其ハ果て其
通商會社を以て其初之條の通務を以て其
會社へ其出差を以て其初之條の通務を以て

第二十二條

外國貿易よ其推し其も其ハ條約の規則不
心為の以て其扱はて其意外の大害を生し其
對其國恥よ其治し其等仕出し其毎々
有之は其社外の者一切務よ其賣買よ其成
其職人其法員人等よ其其身元不其成

者等標又外國銀舎よま入いあふ相集
規則よいりり

第二十三條

諸國產物元方仕入令より附金の取引商
等々貸附いふに通告會社既其を始し
の社長扱りの受りり一連中て致りり

從て次第あ社を扱りの受りり内き友人
元方法國へ出張りり一を扱りの

第二十四條

引商品を以金子借受はるるに通告會社
既其外承知り上て貸後引商品の
受りり時市場の半並度より六七分の優を限り
貸附おはるるを限りり

第二十五條

引商品の受りり證を百箇の内十箇より村
箇よりの捌口出来い言古十箇村箇の代令
り入る出り度中出りり中其の通商料きりり

第二十六條

為替會社より借用致し金子利足の幾と
一ヶ月を公出厘の割合返納翌月の六月
限を授けよとも期月一ヶ年を去るる
規則より

第二十七條

引当品の幾の翌月おまはり何品に限るは
公平の入れを以て拂込金に借入にお渡し
不足金の借入を為す償金為替會社へ年納
するものなり

但翌月中引当品代價格別中為替品
のありの借入より入金をせしむる
且引当品入れを拂の翌日延く可なり

第二十八條

通商會社中六人々月番おまはり一ヶ月々持
切月番中のある件は奉海迄は月番掛りの
但非番の内或人々順を以て時々會社
又廻中を為す

第二十九條

於德國者社を中道中道部ハ東京大坂兩處
通商會社の差金を受て規則ハ德に依りて
中道中道

第三十條

社を代表通商會社ハ大坂持して社取扱部
會社日扱部

但非番の者或人に見廻り差金會社日扱部

第三十一條

外國人より百両以上より大金のハ為金

取扱部助部
中道中道

第三十二條

商業通商會社の為金助部ハ外國人ハ
積金ハ金銀五拾兩以上洋銀五十枚以上
中道中道
形中道中道

但中道中道中道中道中道中道中道中道
社中道中道中道中道中道中道中道中道

第三十三條

同前條の如き代り金は國人並外人の取扱
はるもの如き形と「書手形」を以てするに
荷物の如きなり

第三十四條

洋銀行等の如き條約面の通百枚毎一分銀
三百十一此金七十の割合なり

右の條の通りなる通商手続規則を以て守

すむ向後利率を以規則を改めざるに
此条の書かへ同様なるものなり

己八月

商社連印紙書之り

今般通書局の軍海を以て一商社を建てるを
緊業社と号此商社を扱ふ所の者も別紙取
書之通書買するものよをカして社中の利益多
かんとすを計る魚也なり

社中惣人数ハ別下ノ調子ノ人名通斗何人各身
元ノ名一出令のハ惣斗金何万両と云ふ商社別
業の元令と定めたり
向後身元お惣の令子差出加入をとむもの

社中ノ紐入ナリ

安府より各令の者社証を以て社中おいとも
社長様より各令の者ハ扱の者ハ別下ノ記する
連中各令取書の通もるしむ病業を以て
除名致認没入撰の言ハ社中一回の入札を以
ておさるなり

各令の元ハ証を以て重立各扱は均も自給
多斗向ふ取令と云ふ証を有之ハ一回詳論の上
を証におさるし且現今の法はとも其法

存付の義有之に於てハ後はお改出は妨ぎとす
 之扱の事ハ此等ハ社中為以助とのみハ掛信実
 の事扱て致す一私慾ハ涉奸世の所_レ由_レある事
 縦法分昭より速に社中とて除せしむる起り
 する損失ハ其_レの_レ為償とす
 不_レ助の事有之一同洋史の上除名を致し者ハ
 其_レ物差出ハ先金返却せ致す
 社中の若様ハ隠_レぬす_レる事_レを_レ掛_レら_レむ事_レを_レ後_レ義_レハ
 株を他人_レに譲_レ出_レる事_レを_レ告_レす_レる事_レを_レ扱_レの_レ若_レ一_レ同_レに

中之_レ海の上お後_レす_レる扱の若_レ之_レを_レ社
 中_レ一_レ同_レにお達_レす_レる

損失_レ分_レと_レ社中_レ一_レ同_レ拾_レ刻掛_レケ_レヤ
 此_レ刻_レ合_レ分_レ融_レハ私_レある_レ爲_レと_レす_レる

右_レ條_レと_レ厚_レお_レん_レ爲_レ告_レ示_レ出_レす_レ以_レ通_レ者_レ會_レ社
 規_レ則_レ與_レお_レる_レ下_レ條_レ之_レ社中_レ連_レ京_レ如_レ件

明治二年何月

社長 何_レ之_レ後

副社長 何_レ之_レ後

社長 何_レ之_レ後

執り	何之誰
管り	何之誰
社中	何之誰
日	日
日	日

書面之新聞届別支藉之記載なるもの物

通商局

本條之社中ノ旨より之文章をとかかるは妨り

為替會社規則

第一之條

今般為替會社を内建は美、德國為替金
 融通自在を爲すも東洋利ありしめん爲よし
 富國の基礎を爲すは教養を爲す會社
 より貸出しは金子返渡方お滞りなく於政府
 農産物付付後令支武家と關涉するもの
 有之しとも取用循するもの可有之方一指眼
 する向ハ政府より之を愛おするもの

但為者會社に為者會者會令貸附令亦為扱
通者會社に為者會者會令扱を分て組合とて
同の協力のて為者會者會令扱の為社扱作の
扱てててて

第二條

為者會社貸附並為者會令扱令とて若
于令安府より出下と扱ててて

第三條

為者會社扱附並為者會令扱令限とて

金子並出貸附並為者會令扱令差加てり利
是の為八月一歩と割合を以積取之てり

第四條

社外の者よても社中一額と金扱令差加隨
とてりてり利是の為八月一歩同扱の割合を以
お扱ててて

但額と年月の為八月一歩と扱てて

第五條

差加金并額り金為替手取の為と番号

名前お記し提出するを社中身元金の外も
自分入用の旨何時より手取引替金子等
戻すを頼り月数三ヶ月内の定めに於ては
無利息は月数以上より初月より利息分
お渡すなり

第六ヶ條

為替會社通商會社兩組の義は互にお助
合はてする事をあしき義は一家の如く睦合
実効お取れ格う致固てい友會社の往來面ハ

社中の者ハ勿論友會社既記ハお互に信意
よ見改るの程あるを認る

第七ヶ條

差加金額り令を替手取引火盜難等よて
紛失致しりり速くも番号の案の替届出する
届日限より三ヶ年おるいてふ出しり元金差
戻しとも領手取書改しとも商人値意よる事
可きなり

第八ヶ條

三
差加金額り手取差買致しとも提意は
む何系へお譲り交後亦以中出せ海の上
お譲り了り

第九ヶ條

貸附金の貸はる社中の者は等しいとて
後換れお預り時價の半減するにせし價を
限流保の上種人取之貸渡す勿論
多積等お求しよふ及重よ為替會社へ中
出せたり

第十ヶ條

商社中貸渡の貸はる品は商品等とて
既在是総合後々進歩を以て出せは貸
渡すべし

第十一ヶ條

遠國の種人商所へ持致しは商物に商を以
信用中出せよとて商所の素種人におと
しは貸附す

第十二ヶ條

貸付金利足の幾ハ月一率五厘の割合を以
貸付元金返納の期月よ至元利ハ按受
支申期月の幾ハ借入お對を以て換下申
係通係六ヶ月限より一季換ふよて一と
年を越へる寸ハ尙果の幾ハ期月お支より
何息もを限らざる事社申よ於て公平の
入札を以て拂込金に借入お渡不足金に
借入よりお償下申す

但期月中ハ尙果代償格別ハ下為す

あつて借入より入金を為さる一と一と
ハ尙果を拂入札の期日ヨリかたに為す

第十三條

為替會社組合の幾ハ十人ハ月番お支一と
月ハ持切月番中貸出金の幾ハ返済を
て月番掛りのつり

但非番の内式人ハ頃を至時ハ會社を
又返下申す

第十四條

為替會社におかり申度申出はり社中一同
後援の上身先を調加入を致す遠國の
ものよても日振におん為を其國の府屋銀
添箱持と承て致す。

第十五條

於德國為替會社並に其國の各支店
並に東京大阪支店の差込を其規則
に隨ひ申度申出たり。

第十六條

新貨幣の製造の上新吉の正令に當り
の差ハ通商局より於て取扱たり。

第十七條

市中融通の為錢幣發行致すおん
並に金貨と銀貨十貫文とあり
但し買入材料として金貨と銀貨百文
は發行の差ハ不苦たり。

第十八條

為替會社令利所得を万有之たり

借付金一萬圓とあり、一月二分の利息に
貸付金子を出したるもの利息分の割合を
利息を減じた別当金との差金とす
主簿に貯蓄金とあり、貸付金との差金とす
あり

金壹万兩

所得

内

金三千三百二十兩余

別当積立金

金三千三百二十兩余

借付金利息費用
主簿に貯蓄金とあり、
貸付金との差金とす
仕拂

金三千三百二十兩余

主簿に貯蓄金とあり、
貸付金との差金とす
主簿に貯蓄金とあり、
貸付金との差金とす

借付金一萬圓とあり、一月二分の利息に
貸付金子を出したるもの利息分の割合を
利息を減じた別当金との差金とす
主簿に貯蓄金とあり、貸付金との差金とす
あり

第十九條

神戸港一の寄附者會社通商會社大坂港
の出張所を建てるに神戸貿易者人共ハ
於て支會社を設ける社中へ差加す
但神戸港出張所の爲め商會社同様に
番の者より戻す事あり

第二十五條

爲替手取十分を以てし貿易商社者
人との爲替代り金銀五拾兩以上は洋銀

五十兩以上預取の爲め商會社へ正金差出
手取とし者下規則を以てしハ差支
を扱へる事あり

第二十一條

外國品を爲替代り金に換へるに日換費を
所持の正金爲替會社へ差出會社の手取を
し者若手取を以て外國人へお返し物引を以
て苦に付し戻す事あり

第二十二條

洋銀引者の後ハ條約面の通百枚と付き今
銀三百十一此金七十
七兩三分の割合とす

第二十三ヶ條

為替會社の取振出金例休日の外ハ朝五ツ
時より夕七ツ時迄身者制限中下出

第二十四ヶ條

神戸長崎等の開港場ハ大坂持銀餉新澤
等々開港場ハ東京持銀と追出所とす
の仕法と云ふ取下金此東京開市場とも同様

取扱のつり

第二十五ヶ條

金札引方盛衰の急ハ為替會社も社組合等の
心持より急ぎ取扱との換益にお拘り
精々盡力し十分を以て取扱す

第二十六ヶ條

権威お情を以依怙の事斗一切取扱す
厚は取扱を了解ふ致執疑を懐か因循
致すもの或ハ仕法と雖中始より取扱す中細

額を中付し受けて之を
 希望する者は社加入しし者たる國用弁ふ毎
 の控振ハ其國府爲縣官吏の差戻を以
 ぶ給旨を以て控へ致しつり
 該國より通商會社へ送り附し爲物の内
 租税戻ハ其所轄の府爲縣官吏より其端
 を扱ひ商人產物類ハ其國爲社の長等尙府
 へ出送しし居しハ其者より取扱出強等々
 尙ハ通商會社既其宛宛を以て送り附し其後

差戻戻等々油中致しつり
 尙其後中致しつり尙府へ時時取扱外中其の
 旨ハ其宛類り差戻戻尙元へ中通見込中
 致し上よて差戻下つり
 仕切金等より受取爲物ハ尙其金子信受取
 中出さるハ尙尙會社より貸渡下り尙社中へ
 加入しし居しハ其通商爲物等々尙社長等ハ
 連年其宛貸渡中受けて之を以つり
 右箇條之通商ハ其宛を尙尙會社通商會社

諸税品買掛規則見川

四

規則の通おき下すむ向後存利を以て規則
お改め申すゆり此条ノ書加入日後の事
申すゆり

己八月

為替會社惣頭取

● 東京通商會社惣頭取

山中善吉 鴻池屋古湊門

廣久 加島屋古湊門

長田作吉 加島屋古湊

殿村平吉 鴻池屋古湊門

● 石崎茂吉 米屋古湊

● 中京庄吉 鴻池屋古湊

通商會社惣頭取代勤

高井弥三七 米屋

三木英造 鴻池屋

草尾可吉 鴻池屋古湊

高相新助 加島屋

田伏專藏 加島屋古湊

佃万吉 米屋古湊

可會社ノ名

河合善助名代

大谷慶助 米屋

為替會社頭取

榎谷祐七 鴻池屋



為替會社頭取並

平八通善會社頭取並

三井元三兩名代

中井由三 日

岸本友次郎 日

多田良善名代

安場善五郎 日

小西政五郎 日

小野善助名代

清田文三郎

武田三久七 日

淺田市三郎 嶋屋

長田健五郎 加島屋

木原忠三郎 錢屋

清海安五郎 豊島屋

清田休三郎 近江屋

山中善五郎 鴻池屋

平瀬龜三助 千草屋

高木五三郎 平野屋

井上市三郎 鴻池屋

和田久吉藩門 辰巳屋

榎口十郎三郎 加島屋

逸身休三郎 錢屋

木原忠三郎 天正寺屋

山崎平吉藩門 外屋

教清在藩門 天王寺屋

河合善助名代

草間鴻池屋三三

△滋賀屋過忠吉三三

△松屋下村清三三

通商會社頭取並為審方兼

秋村庄太良錫屋

見市次良蒲島屋

門田三三熊野屋

木村作五良日野屋

△丹波屋田良七三三

△加賀屋池田四良三三

△紀伊國屋河瀬正三三

小西八三良市屋

福田吉三良藁屋

系袴屋助

菅井三三良伏見屋

庄保勝義伴丹屋

平井四良三三小橋屋

浪谷三三三櫻井屋

高松三三三篠屋

山田三三三加賀屋

西村七良三三西村屋

山本正三三高田屋

榎本六三良大黒屋

上田利三三扇屋

山本又三三河内屋

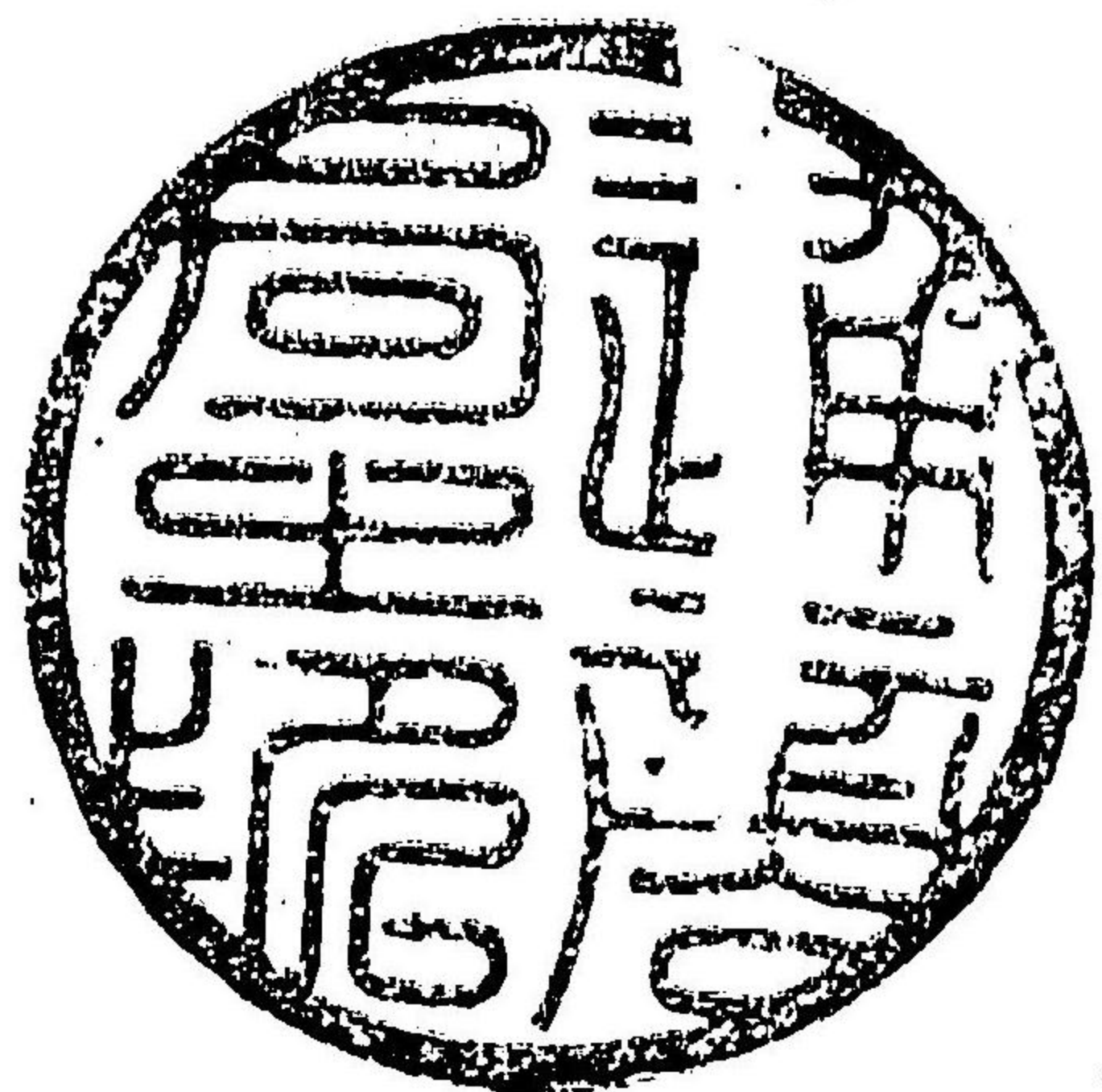
村田又三三大和屋

芝川又三三百足屋

山口三三三布屋

山口傳三三佐渡屋

官版

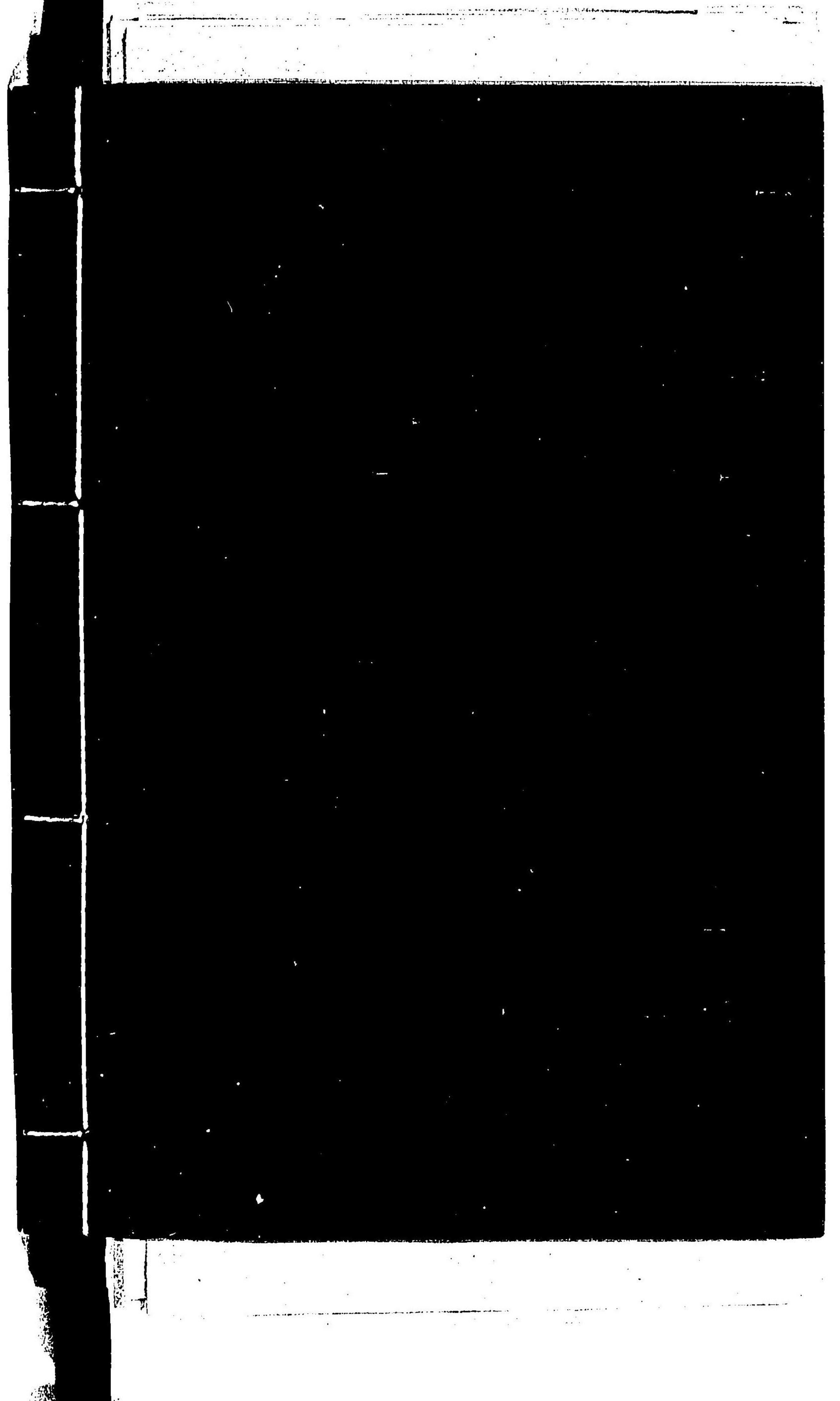


弘通書肆

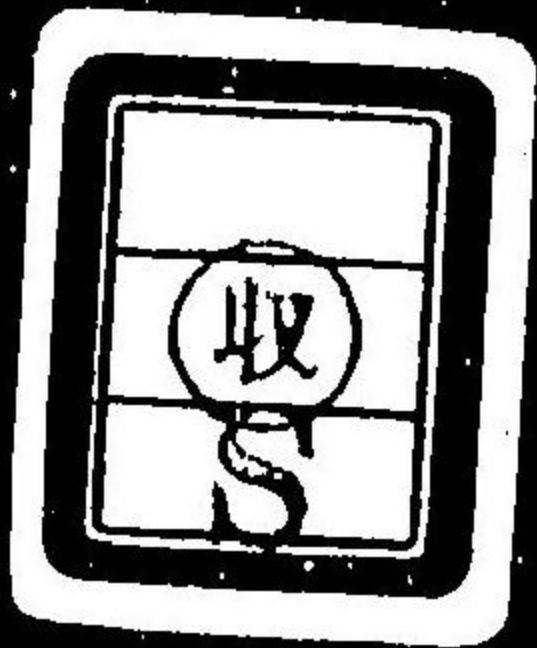
大坂心齋橋通

河内屋喜兵衛

201



商社規則



035090-000-7

322.16-5y961

商社規則

河内屋喜兵衛

M2

BBO-0227



